



福島空港利用助成内容の変更について

令和4年10月6日

<問い合わせ先>

文化交流部観光交流課（担当：廣田）

直通電話：0248(88)9145

Eメール：kankou@city.sukagawa.fukushima.jp

報道機関各位

福島空港活性化推進協議会で実施している助成事業について、新型コロナウイルス感染症の影響で空港利用者が落ち込んでいることや、大人数での旅行が減少している現状を鑑み、下記のとおり少人数から利用できる内容に変更しますので、記事掲載等周知の程よろしく申し上げます。

記

1 改正内容

【福島空港利用団体助成】

	現行	変更後
対象	10名以上の構成市町村民で組織された団体	<u>2名以上</u> の構成市町村民で組織された団体
助成額	大阪便 1団体3万円 札幌便 1団体10万円	大阪便 <u>1人あたり3千円</u> 札幌便 <u>1人あたり1万円</u> (いずれも10人分を限度)
対象期間	4～5月、11月～3月	令和4年度に限り、 <u>通年</u>

【チャーター便利用助成】

	現行	変更後
対象	10名以上の構成市町村民で組織された団体	<u>2名以上</u> の構成市町村民で組織された団体
助成額	1団体5万円	<u>1人あたり5千円</u> (10人分を限度)

2 適用開始日

令和4年10月11日（火）

福島空港活性化推進協議会 助成事業について

本協議会を構成する市町村（須賀川市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町）を対象とした空港利用助成金。

内容の変更について、総会で承認を得ていたが、新型コロナウイルス感染症の収束が見えなかったことから変更時期を見計らっていた。今回、国の観光支援策「全国を対象とした観光需要喚起策」が開始されることから、それに合わせて「福島空港利用団体助成事業」及び「チャーター便利用助成事業」を変更する。

事業名	内容、対象、期間、助成額及び条件
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">変更</div>	<p>内 容：福島空港発着定期便を利用する団体への助成</p> <p>対 象：<u>2名以上</u>の構成市町村民で組織された団体</p> <p>期 間：4月～5月、11月～3月（令和4年度に限り通年）</p> <p>助成額：大阪便 <u>1人あたり3千円</u> 札幌便 <u>1人あたり1万円</u> （いずれも10人分を限度）</p> <p>条 件：助成の回数は該当年度に1団体1回とする</p>
	<p>内 容：構成市町村長等とともに福島空港を利用した団体への助成</p> <p>対 象：構成市町村が企画したものであって、当該市町村民を対象にし、各構成市町村長等とともに福島空港発着便を利用して就航先を訪問する旅行</p> <p>期 間：通年</p> <p>助成額：5万円（海外、国内問わず）</p> <p>条 件：15名以上の団体であること 助成の回数は該当年度に1構成市町村1回とする</p>
	<p>内 容：福島空港発着便を利用する構成市町村の中学校、高等学校などの修学旅行を実施する学校に対する助成</p> <p>対 象：構成市町村の中学校、高等学校等</p> <p>期 間：通年</p> <p>助成額：1校あたり5万円</p> <p>条 件：助成の回数は該当年度に1校1回とする</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">変更</div>	<p>内 容：福島空港発着チャーター便を利用する団体への助成</p> <p>対 象：<u>2名以上</u>の構成市町村民で組織された団体</p> <p>期 間：通年</p> <p>助成額：<u>1人あたり5千円（10人分を限度）</u></p> <p>条 件：助成の回数は該当年度に1団体1回とする</p>